別表第一第三号イ(118)中「、重合度」を「重合度」に改める。

別表第一第三号イ中(130)を削り、(129)を(130)とし、(128)の次に次のように加える。

(129)　無水マレイン酸及びアリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液

別表第一第三号ニ中「(81)を」を「(86)を」に、「第一号イ(81)」を「第一号イ(86)」に改める。

別表第一の二中第二十一号を第二十三号とし、第十五号から第二十号までを二号ずつ繰り下げ、第十四号を第十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

十六　プロピレングリコール

別表第一の二中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三　トリエチレングリコール

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年一月一日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

環境大臣　小泉進次郎

内閣総理大臣　安倍　晋三